

# 初 鹿 通 信

第 127 号

平成 29 年 7 月 吉日

## 顧問先各位

＜ご一読推薦者＞

- 経営者  
 経理担当者  
 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <http://www.hatsushika-kaikei.com/>

## 法人の欠損金の繰越控除

確定申告をする法人は、その確定申告をする各事業年度において、青色申告書を提出した過去の事業年度で生じた欠損金額が、所得金額の計算上損金の額に算入されます。

欠損金の繰越控除をするためには、欠損金額が生じた事業年度において青色申告書を提出し、かつ、その後の各事業年度について連続して確定申告書を提出している必要があります。

## 繰越期間の延長

現行の制度では、欠損金額の繰越期間は 9 年間（平成 20 年 4 月 1 日以後に終了した事業年度から）とされております。

この繰越期間が平成 27 年度の税制改正で、平成 29 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から 10 年に延長されることとなっておりましたが、平成 28 年度の税制改正においてその開始時期が 1 年間延期されました。

これにより、繰越期間は以下のとおりとなります。

- ・平成 20 年 4 月 1 日以後に終了した事業年度から平成 30 年 4 月 1 日前に開始する事業年度において生じた欠損金額については 9 年間
- ・平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額については 10 年間

また、これに伴い、現行 9 年間とされている帳簿書類の保存期間も、平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度からは 10 年間に延長されますのでご注意ください。